

# 文化財保存 活用地域計画ニューズレター

Vol.1

2022.10

発行 富田林市教育委員会生涯学習部 文化財課

## ● 『富田林市文化財保存活用地域計画』の 作成に取り組んでいます

富田林市では、市内にある文化財をまもり、活かして、つぎの世代に伝えていくために、『富田林市文化財保存活用地域計画』の作成をすすめています。

この計画では、文化財を保存・活用していくうえでの方針や取り組むべき内容を盛り込み、2年後に文化庁から認定を受けることを目指します。

計画を作成するうえでさまざまな観点からご意見をいただくために、文化財に関する専門家や文化財の所有者、市民、商工関係者、行政職員など委員16人で構成する「富田林市文化財保存活用地域計画策定協議会」を設置しています。

これまで5月16日と9月5日に協議会を開催し、市民アンケート、町会・自治会アンケートなどの実施や、計画で対象にする文化財について協議を行いました。

今後も、文化財所有者へのアンケートや、関係団

体へのヒアリング、市民対象のワークショップの開催などを予定しています。

## 文化財保存活用地域計画とは

『文化財保存活用地域計画』とは、各市町村で取り組んでいく目標や取り組みの具体的な内容を記載した文化財の保存活用に関する基本的なアクションプランで、平成30年に「文化財保護法」が改定されたときに新たに創設されました。

地域にあるさまざまな文化財(これには未指定のものを含みます。)を、総合的に調査・把握したうえで、まちづくりや観光など他の行政分野と連携し、総合的に文化財の保存・活用を進めていくための枠組みを明確にするものとして策定されます。

また、文化財の保存・活用に対する地域住民の関心や理解の促進、地域アイデンティティの醸成が期待されています。

## ● 計画ができるまでのスケジュール(予定)

### 1年目

- 市内の文化財のリスト化、地域のみなさんへのアンケートやヒアリング、ワークショップの実施など
- 上記を踏まえた計画骨子案の作成 など

### 2年目

- 他の行政計画との整合性の確認
- 課題を踏まえた取り組みの検討と計画案の作成
- パブリックコメントの実施 など

### 3年目

- 計画案の完成
- 文化庁への認定申請や関係省庁との協議 など

● 計画書の公表

## ● 計画の対象とする文化財

この計画で対象にする文化財は、文化財保護法など法律に定められた文化財の類型にとらわれず、市内にある伝統的な文化や歴史、地域住民のこれまでの生活に根差した有形・無形のモノ・コトなど、幅広く

取り扱います。

そして、これらすべてを含めた概念として、計画では「**歴史的文化的資源**」と総称することとします。

## ● 計画で対象にする「歴史的文化的資源」の例

### 文化財保護法に定義されている文化財

- 有形文化財
- 無形文化財
- 民俗文化財
- 記念物
- 伝統的建造物群保存地区
- 文化的景観
- 埋蔵文化財
- 文化財の保存技術

### 文化財保護法の定義によりにくいもの

- (一例)
- お地蔵さまや道標などの石造物
  - 時代を象徴する建造物や土木構造物
  - 地域を特徴づける風景
  - すぐれた樹勢の銘木や樹林
  - 古くからの言い伝えや伝説
  - 昔ながらの食文化、調理法
  - 古くから栽培されてきた農作物      など



(写真は一例です)